

居宅介護支援料金表

※

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
居宅介護支援費（Ⅰⅰ） 〈取扱件数が45件未満〉	要介護1・2	11,088 円	無 料	11,088 円
	要介護3・4・5	14,406 円		14,406 円
居宅介護支援費（Ⅰⅱ） 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護1・2	5,554 円		5,554 円
	要介護3・4・5	7,187 円		7,187 円
居宅介護支援費（Ⅰⅲ） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護1・2	3,328 円		3,328 円
	要介護3・4・5	4,308 円		4,308 円

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算・減算】上記の基本利用料に以下の料金が加算・減算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,063円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院する際に、入院した日のうちに、病院等の職員に対し、必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,552円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院する際に、入院した日の翌日、又は翌々日に、病院等の職員に対し必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,042円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
（Ⅰ）イ	必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	4,594 円
（Ⅰ）ロ	必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	6,126 円
（Ⅱ）イ	必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	6,126 円
（Ⅱ）ロ	必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	7,657 円

居宅介護支援料金表

(Ⅲ)	必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	9,189 円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえて居宅サービス計画に記録した場合（1月に1回を限度）	510円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,042円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問し、居宅サービス計画に位置づけた居宅介護サービス事業者等へ情報提供した場合（1月に1回）	4,084円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%
介護職員等処遇改善加算	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金(基本料＋各種加算・減算)の2.1%
看取り期におけるケアマネジメント業務に係る評価	利用者の退院時等にケアマネジメント業務や給付管理のための準備を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合	上記基本利用料

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%(2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画等に位置づけた訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合（1月につき）	－2,042円

*介護保険法の改正が行なわれる毎に、介護報酬や加算等の見直しが行われます。